### 被災した会員の皆様へ

# 診療・生活再建に係わる**雇用・契約問題**の紹介

### ~2011.4.13 版~

<リース契約の取り扱いについて>・・・・・・・・2
<ul><li>○ 地震により、リース契約した歯科用ユニット、エコー、コピー機などのリース機器が滅失(消失、全損等)、破損した場合の契約上の返済義務について</li><li>○ リース料等の返済の猶予·契約期間の延長など</li></ul>
<雇用調整助成金について>・・・・・・・・・・・4
<東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置>・・・・5

- ○3月11日の東日本大震災に伴い、多くの医療機関が被災し、雇用・契約の 取り扱い、診療再建に向けて多くの要望が出されています。その中から当 面する案件について、順次ご紹介いたします。
- 〇なお、各種行政上の制度を利用する際には、罹災証明書が必要な場合が多くなります。手続きなど詳細については必ず市町村の窓口でご相談下さい。

# <リース契約の取り扱いについて>

(1) 地震により、リース契約した歯科用ユニット、エコー、コピー機などのリース機器 が滅失(消失、全損等)、破損した場合の契約上の返済義務について

リース機器が滅失・破損した場合、通常の契約ではユーザー側(医療機関)が、損害上の 返済義務を負うとされています。

### 解説

- ◆リース契約は、メーカー等より医療機器等を購入したリース業者が、ユーザー(医療機関)に物件を貸与して使用させる義務を負い、他方ユーザーはその対価としてリース料を支払うとする契約です。互いに義務を負うとする双方契約です。
- ◆民法では、地震、噴火、津波などの不可抗力によって、リース物件が滅失・破損した場合、リース業者はユーザーに物件を使用させることが出来なくなり、リース料を請求する権利を失うため、ユーザーはリース料を支払う義務がなくなるとされています(民法536条1項:危険負担)。
- ◆ただし通常、リース契約では危険負担の原則を適用しないとする特約が付されています。特約が民法よりも優先されるため、地震等によりリース物件が滅失した場合、残存リース料相当額の損害金の(即時)支払義務、破損の場合では修理費用をユーザー側が負担するとされます。

### (2) リース料等の返済の猶予・契約期間の延長など

中小業者からの返済猶予に対応するように、国よりリース業界に要請が出ています。リース会社、メーカーとよく相談して対応を考えることが大切です。

#### 解説

◆震災に伴い、経産省は社団法人リース事業協会に対して、中小企業よりリースに関する返済猶予、契約期間延長等の申出があった場合には、リース業者が柔軟・適切に応じるよう求めています(3/14、4/1「中小企業に対するリースの支払猶予について」)。リース業者に申し出て相談してみてください。

詳細は、下記URLをご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110401007/20110401007.html

◆リーマンショック時にも経産省は同様の要請をしており、リース事業協会HPでは、 中小企業より支払猶予の申し込みがされた内の 9 割近くで申出に応じていると広報し ています(10年11月24日)。

参考としまして、阪神淡路大震災時の対応策を紹介いたします (兵庫県保険医新聞より転載)。

- ①リース物件の修繕が可能であれば、メーカーや販売店と交渉して補修させる。
- ②リース業者がリース物件に動産総合保険をかれておれば、リース業者が受取る保険金相当額はリース料から差し引かせる。
- ③破損したリース物件に残存価値があれば、これをリース業者に引き取らせ、その価格 相当額をリース料から差引かせる。
- ④残存リース料を一度支払う場合は、金利相当分(リース契約では金融的利益という) の値引きを交渉する。
- ⑤新たにリース物件を購入する場合は、残存リース料を新リース料に上乗せする形での 組み替えを求める。
- ⑥リース期間終了後の継続使用については、滅失後のリース料の返還を求める。

# <雇用調整助成金について>

今回の震災に伴う<u>経済上の理由</u>により診療活動の縮小が余儀なくされた院長(事業主)は、職員の雇用を維持するために一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手 当額の一部の助成が受けられます。

詳細は、下記URLを参照してください。

※東日本大震災に伴う雇用調整助成金の活用 Q&A

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411\_qa.pdf

※東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000018v04.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000018v04.pdf</a>

### ◆具体的な活用事例

- ①交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、 来客がない等のため事業活動が縮小した場合。
- ②事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- ③非難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少 したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- ④計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

### ◆主な支給要件

最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象。

●助成額	大企業	中小企業 (緊急雇用安定助成金)
	休業手当の3分の2 (上限1日7505円)	休業手当の5分の4 (上限1日7505円)
	教育訓練を行う場合 上 記の金額に1日4000円加 算(企業内訓練は2000円)	教育訓練を行う場合 上 記の金額に1日6000円加 算(企業内訓練は3000円)

# 震災に伴う特例により、支給要件を緩和しています

- ①青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、千葉県、長 野県の内、災害救助法適用地域に所在する事業所。
- ②上記①に該当しないが、①に該当する事業所と一定規模以上の経済的関係 (総事業量等に占める割合が 1/3以上)を有する事業所。
- ③計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所。
- → 以上の場合は、<u>最近1か月</u>の生産量、売上高等がその直前の1か月または前年同期比と比べ5%以上減少していれば対象となります(平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月の生産量などが減少する見込みでも対象になります)。①については、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます(平成23年6月16日まで)。

# <東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置>

災害による診療所の損壊で診療を休止する場合などでは、職員の方について雇用保険の 失業手当を受給できる特例措置があります。東日本大震災に伴う

詳細は、下記URLを参照してください。

※ 雇用保険失業給付の特例措置について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃 金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付(雇用 保険の基本手当)を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、 一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている 場合であっても、失業給付を受給できます。
- → 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お 近くのハローワークにご相談ください。)

※以上の考え・紹介は一般的なものです。具体的相談など詳細な点につきましては以下にお問い合わせ下さい。

お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署・ハローワーク(県労働局: 岩手 019-604-3001、宮城 022-299-8833、福島 024-536-4600、茨城 029-224-6211)等。東京都労働相談情報センター「特別相談窓口」では被災 地域よりも相談を受け付けています(0570-00-6110)。

また、日本弁護士会で東日本大震災電話相談(フリーダイヤル)を行っています(0120-366-556)。各地域弁護士会で、東北地方を中心とした無料相談窓口(電話・面談等)も設けています。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/special\_theme/data/sinsaimuryousoudan.pdf